

## 第七次筑紫野市総合計画が スタートしました

市では4年ごとに、市のめざすまちづくりの姿を明確にし、総合的かつ計画的に市政を運営するための基本的指針、「総合計画」を定めています。

4月から第七次筑紫野市総合計画がスタートしました。

### ●将来に向けた基本計画

第七次総合計画では、「ひとが輝き自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた基本計画として、7つの政策、28の施策、111の基本事業を定めています。

また、施策と基本事業ごとにめざすべき姿や方向性を定め、数値目標を設定し、具体的な取り組みを推進しています。

### ●より力を入れる重点施策

少子高齢化や自然災害の多発など、時代の潮流や環境の変化に的確に対応し、実効性のあるまちづくりを進めていくため、特に重要と思われる取り組みは重点施策として設定し、より積極的な推進を図ります。



問 ID 33418  
企画政策課

第七次筑紫野市総合計画の詳細は、各家庭に配布している第七次筑紫野市総合計画(概要版)をご覧ください。市ホームページにも掲載しています。

●まちづくりを市民の皆さんとともに

第七次総合計画をまちづくりの基本的な指針とした、将来都市像の実現に向けた取り組みは、市民の皆さんと協働することによって推進することができそうです。皆さんのご協力をお願いします。

## 令和5年度下半期 財政運営の状況をお知らせします

令和5年度の下半期(令和6年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況をお知らせします。

なお、5月31日まで出納整理期間が設けられているため、最終的な決算額とは異なります。詳しい内容は、市ホームページに掲載しています。

問 ID 3467  
財政課 財政担当

### ●市民の税負担状況

- ・令和6年3月31日現在の人口 106,451人
- ・市民一人あたりの市税負担額 132,855円  
(市税収入済額141億4,254万6千円に対する額)

### ●財産の現在高

- ・基金 192億3,639万8千円(令和5年度末見込)
- 土地、建物は、令和5年度決算確定後に公表します。

### ●市債および一時借入金の現在高

- ・一般会計 206億8,618万8千円(令和5年度末見込)
- ・特別会計 4億8,636万8千円(令和5年度末見込)
- ・一時借入金(全会計) 0円(令和6年3月31日現在)

会計名	予算現額A	収入済額B	収入率 B/A×100	支出済額C	執行率 C/A×100
一般会計	391億1,357万3千円	365億6,920万3千円	93.5%	320億9,250万1千円	82.0%
国民健康保険事業	101億3,099万1千円	96億6,560万7千円	95.4%	94億1,506万円	92.9%
住宅新築資金等貸付事業	2,426万6千円	2,594万8千円	106.9%	5万1千円	0.2%
奨学資金貸与事業	705万1千円	731万7千円	103.8%	534万8千円	75.8%
介護保険事業	75億9,496万1千円	62億9,670万4千円	82.9%	68億1,148万4千円	89.7%
後期高齢者医療事業	29億1,382万円	27億8,662万4千円	95.6%	27億7,914万円	95.4%
農業集落排水事業	1億9,971万1千円	3,563万2千円	17.8%	1億5,755万6千円	78.9%
二日市財産区	335万8千円	327万5千円	97.5%	98万8千円	29.4%
御笠財産区	257万8千円	191万9千円	74.5%	189万1千円	73.3%
平等寺山財産区	2,458万1千円	160万8千円	6.5%	777万7千円	31.6%
合計	600億1,489万円	553億9,383万7千円	92.3%	512億7,179万6千円	85.4%

# 3年に一度の見直し 介護保険制度が改正されました

## 【改正のポイント】

●令和6年4月から

国が定める介護報酬が改定され、サービスを利用するときの利用者負担が変わりました。(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導は、令和6年6月から変わります)

●居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

●一部の福祉用具(固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖)について貸与と販売の選択制が導入されました。

●令和6年6月から

介護職員処遇改善加算が一本化され強化されます。

●新しい介護保険制度の詳しい内容は、「令和6年度版」とはぐくむ介護保険」をご覧ください。5月下旬から高齢者支援課および地域包括支援センターに設置します。市ホームページからもダウンロードできます。

【高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定】

## ●計画の概要

市の高齢者福祉・介護保険事業に関する令和6年度からの3カ年計画です。介護保険事業を計画的に運営するため、必要なサービスの見込みを推計することにより、介護施設やサービス事業所の整備方針や介護保険料を決定しました。

介護が必要になっても住み慣れた地域で、医療・介護サービスを受けながら安心して暮らしていけるように、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目標に、そのための取り組みを定めています。

## ●閲覧方法

市役所内の情報公開コーナー、高齢者支援課で計画書を閲覧できます。また、市ホームページからダウンロードできます。

【65歳以上の介護保険料を改定します】

介護保険料は3年ごとに見直され、高齢者人口、サービスの見込み

量、介護給付費の推計値などを基準として算定されています。サービスの利用者や利用料が増加していることを考慮して、介護保険料を改定します。保険料は介護保険制度を運営するための大切な財源となります。被保険者の皆さんのご理解をお願いします。

## ●保険料の決まり方

65歳以上(第1号被保険者)の保険料段階は、前年の所得状況などに応じて個人ごとに決まります。詳しくは6月〜7月に送付する介護保険料納付書および通知書で確認してください。

## 問 高齢者支援課

		段階	判定基準	保険料(年額)
本人が市民税非課税	非課税世帯	第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,152円
		第2段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	32,592円
		第3段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超	46,032円
	課税世帯	第4段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	57,120円
		第5段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超	67,200円
本人が市民税課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満	77,280円	
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	84,000円	
	第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	100,800円	
	第9段階	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	107,520円	
	第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	124,320円	
	第11段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	141,120円	
	第12段階	本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	147,840円	
	第13段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上	154,560円	

## 国民健康保険税を変更します

### ● 国民健康保険税率を改定します

本年度の国民健康保険税(国保税)の税率は、国民健康保険(国保)の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、下表のとおり改定となります。

また税制改正により、後期高齢者支援金分の保険税の年間の最高保険税額が変更となります。

### ● 税率改定の趣旨

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

持続可能な制度であり続けることを目的とした制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。

医療費は全額県が負担し、市は医療費に見合った国民健康保険事業費納付金を福岡県に納めます。納付金の財源は主に国保税による収入となりますが、被保険者の減少、高齢化および医療の高度化により一人当たり医療費はグラフのとおり上昇傾向に

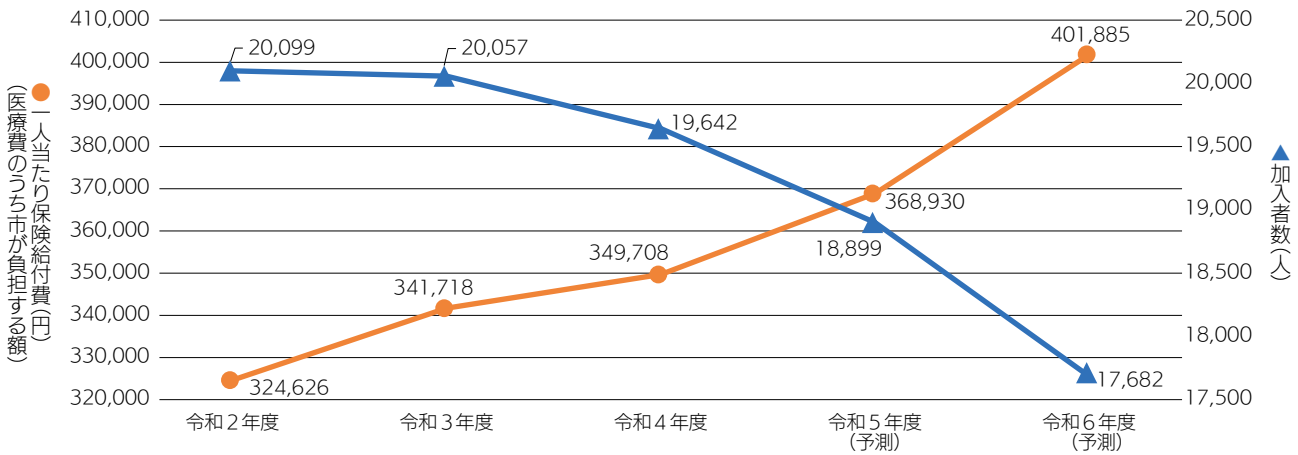
あり、現状の税率のままでは令和6年度財源が不足する見込みとなっています。

そこで、県が示す「標準保険税率」とおり国民健康保険税率を決定しました。標準保険税率とは、市町村が納付金を支払うために必要な税率を、市町村ごとの医療費や国保加入者の平均所得などを勘案して県が算出したものです。

国保の安定した運営や加入者の負担軽減のために、生活習慣の見直しや病気の早期発見・早期治療などの健康管理、ジェネリック医薬品の利用促進、重複受診を控えるなど医療費抑制の取り組みが必要です。

加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

### ● 「国保加入者数」と「一人当たり医療費」の状況



### 税率改定の内容 ( )内は前年度の税率と金額

	算定基礎	医療給付分の保険税	後期高齢者支援金分の保険税	介護納付金分の保険税(40歳~64歳の人)
所得割額	令和5年中の総所得金額等-控除額(加入者ごと)	6.83% (7.32%)	2.80% (2.66%)	2.43% (2.44%)
均等割額	1人につき	28,100円 (27,200円)	12,300円 (10,800円)	18,000円 (16,400円)
平等割額	1世帯につき	25,900円 (変更なし)	10,700円 (9,700円)	
年間の最高保険税額	1世帯につき	650,000円 (変更なし)	240,000 (220,000円)	170,000円 (変更なし)

●所得が少ない世帯は軽減措置があります

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額などの合計が国の定める基準所得以下の世帯については、国保税の均等割額、平等割額が軽減されます。

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、経済動向などを踏まえて、表のとおり令和6年度より軽減判定の基準が変更となります。

最高保険税額は高くなりますが、2割軽減・5割軽減対象となる被保険者の範囲は広くなります。

この軽減に申請は不要ですが、未申告の場合は軽減の判定ができませんのでご注意ください。

### ●令和6年度の軽減判定所得基準

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額などの合計	
43万円 + (54.5万円 × 被保険者数 <sup>※1</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※2</sup> の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減適用世帯
43万円 + (29.5万円 × 被保険者数 <sup>※1</sup> ) + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※2</sup> の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減適用世帯
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※2</sup> の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減適用世帯

※1 同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含む

※2 一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人

※3 加入者に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができません。

●特例対象被保険者(非自発的失業者など)に対する保険税の軽減措置があります

国保加入者で、勤めていた会社の倒産、解雇、雇用契約が更新されない、といった理由で離職した人の保険税を一部軽減します。この軽減を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●国保税の納税通知書を送付します  
令和5年中の所得金額から令和6年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。保険税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

※特別徴収(年金からの天引き)により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します。

●国保税の納付義務者は世帯主です  
住民票上の世帯主が国保加入者ではなくても世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納付義務者になります。

問 国保年金課 国保担当